



2014年5月19日

各 位

会 社 名 大豊建設株式会社
代表者名 代表取締役社長 水島 久尾
(コード番号 1822 東証第一部)
問合せ先 管理本部総務部長
上島 明彦
(TEL : 03-3297-7000)

取締役に対する株式報酬型ストックオプション(新株予約権)の導入について

当社は、本日開催の取締役会において、当社取締役に対する報酬として株式報酬型ストックオプションの導入に関する議案を平成26年6月27日開催予定の第65回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので下記のとおりお知らせします。

記

1. 株式報酬型ストックオプション(新株予約権)を導入する理由

当社取締役が株価の上昇によるメリット及び株価下落によるデメリットを株主の皆様と共有することにより、中長期的な業績向上と企業価値向上への貢献意欲や士気を一層高めることを目標に、当社の取締役に対し、株式報酬型ストックオプション(新株予約権)を付与するものです。

2. 株式報酬型ストックオプションを導入するために付議する議案の内容

当社の取締役に対する報酬は、平成18年6月29日開催の第57回定時総会において、退職慰労金制度を廃止し、月額16百万円以内とする旨ご承認いただき今日に至っております。

その後の経済情勢の変化及び機動的な報酬政策の運用を可能とするため、報酬の限度額の設定を月額から年額に改め、年額1億5千万円以内と改定するとともに、この報酬額とは別枠で、当社の社外取締役を除く取締役に対する報酬として年額1億5千万円以内の範囲で、ストックオプションとして新株予約権を付与することにつきご承認をお願いするものです。

本件ストックオプションとして付与する新株予約権の内容は、次のとおりです。

(1) 付与する新株予約権の総数

取締役（社外取締役を除く）に対して付与する新株予約権の総数 350 個を、各事業年度に係る定時株主総会の日から 1 年以内の日に付与する新株予約権の上限とする。

(2) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権 1 個当たりの目的となる普通株式の数は、1,000 株とする。ただし、(9) の調整に服する。

(3) 新株予約権の払込金額

新株予約権 1 個当たりの払込金額は、新株予約権の割当てに際してブラック・ショールズモデル等の公正な算定方式により算定された新株予約権の公正価格を基準として取締役会において定める額とする。

なお、新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という）は、当該払込金額の払込に代えて、同額の当社に対する報酬債権と相殺するものとし、金銭の払込を要しないものとする。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使により交付を受けることができる株式 1 株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に当該新株予約権の目的である株式の数を乗じた金額とする。行使価額は 1 円とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

当社取締役及び執行役員のいずれの地位も喪失した日の翌日から 10 年間とする。

(6) 新株予約権の行使の条件

① 次のいずれかに該当する事由が生じた場合、新株予約権者は、新株予約権を行使できない。

(イ) 新株予約権者が、在職中に禁固以上の刑に処せられた場合

(ロ) 新株予約権者又はその法定相続人が、当社所定の書面により、新株予約権の全部又は一部を放棄する旨を申し出た場合

- ② 新株予約権の譲渡、質入れその他の担保設定は認めない。
- ③ 新株予約権の相続人は、新株予約権者の死亡後 6 か月間に限り、当該新株予約権を行使することができる。

(7) 譲渡による新株予約権の取得制限

譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。

(8) 新株予約権の取得条項

新株予約権者において上記(6)①のいずれかに該当する事由が生じた場合、その他理由のいかんを問わず権利を行使することができなくなった場合、当該新株予約権について、当社は無償でこれを取得できる。

(9) 新株予約権の目的である株式の数及び行使価額の調整

- ① 本議案の決議の日以降に当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により、上記(2)に定める新株予約権 1 個当たりの株式の数を調整する。ただし、かかる調整は、本件新株式予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てる。

また、当社普通株式の単元株式数を変更する場合には、当社は、上記(2)に定める新株予約権 1 個当たりの株式の数を合理的に調整することができる。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

- ② 当社が新株予約権発行後に時価を下回る価額で募集株式を発行する場合又は株式分割若しくは株式併合を行う場合であっても、行使価額の調整は行わない。

(10) その他新株予約権の内容

上記(1)ないし(9)の細目及び新株予約権に関するその他の内容等については、新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定める。

(ご参考)

なお、当社は、株主総会終結の時以降、当社の執行役員に対しても、上記ストックオプションと同内容の新株予約権を割り当てる予定であります。

以上